

事故（感染症等発生）報告

1. 報告すべき事故

本市に報告すべき事故の対象を明確にすることにより、介護サービス事業所からの迅速な報告に基づく適切な対応を図るため、次のとおり事故報告基準を令和2年5月12日付けで制定しています。

【事故報告基準】

事項	事故種別
サービス提供に起因するもので重大なもの	サービス提供（送迎・通院を含む。）時における利用者の事故で、当該利用者が死亡又は入院に至ったもの若しくは怪我の程度が、骨折、縫合が必要な外傷又は重体となったもの若しくは誤飲、異食、誤薬、服薬漏れ等により、治療を要することとなったもの
	離設による利用者の行方不明（概ね60分以内に発見した場合を除く。）
	虐待
	利用者情報の誤送信など個人情報の漏洩
	職員（従業者）の法令違反・不祥事等のうち、利用者の処遇に影響があるもの
	貴重品、預り金等の紛失、盗難等
	国通知別紙に記載されていないもので、利用者が集団で生活又は利用する対象サービスにおける感染症や食中毒及び原因不明の健康被害の拡大
サービス提供に支障をきたす設備の不具合	受傷者の有無に関わらず火災、爆発事故、天井や壁の崩落等、施設の安全管理上の事故
	停電又は空調機器、水道設備など利用者の生命、身体に影響を及ぼす設備の長期間にわたる不具合
	自然災害による施設設備の重大な破損等、サービス提供に影響がある被害
社会的影響が大きいもの	不審者侵入、不審物による被害、毒劇物・危険物の混入による集団健康被害等、刑事事件となるような事案

※上記表のほか、利用者の生命、身体、財産に重大な結果を生じる恐れがある事故

感染症等が 発生した場合

【参考】「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」の一部改正について（国通知より抜粋）

社会福祉施設等の施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等
主管部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報
告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずること。

ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が
1週間内に2名以上発生した場合

イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の
半数以上発生した場合

ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

**該当する状況になった場合は、所管課及び保健所に
速やかに報告してください。**

2. 事故報告書の提出時期

事故発生又は発見後、2週間以内。

再発防止策を検討中の場合はその旨記載して提出し、後日、検討した結果について改めて報告すること。

重大事故（死亡事故や交通事故等）及び緊急を要するものについては、発生後、直ちに電話又はFAXによる第一報を行うこと。

3. 事故報告書の提出先

事業所の所在地の市町村及び利用者の保険者（異なる場合は双方）へ提出する。

様式及び提出方法については、事故報告の標準化による情報蓄積と有効活用等を国が検討している（※1）ことから、可能な限り、「長崎市電子申請サービス」の手続きページ（※2）に掲載している国の事故報告様式を使用し、当該電子申請にて提出すること（当面は、従来の様式による郵送・窓口への直接持参での提出も可能とする）。

（※1）介護保険最新情報Vol.1332（介護保険施設等における事故の報告様式等について）

（※2）長崎市ホームページトップ→「電子申請」をクリック→「オンライン申請手続き」をクリック→「キーワードで探す」で「事故報告」と入力し検索→「事故報告書【介護サービス事業所】」から提出

4. 事故報告書の報告事項

- ①事業所に係る事項（事業所名、代表者氏名、電話番号）
- ②利用者に係る事項（被保険者番号、氏名、年齢、性別、要介護度、保険者名）
- ③事故の概要に係る事項（発生又は発見日時、場所、被害の状況、事故の種類、発見時の状況・経緯
- ④事故発生時の対応に係る事項（事業者の対応状況、利用医療機関名、診断名、治療の概要、入院の有無、家族への連絡状況）
- ⑤事故発生後の対応に係る事項（事故の原因分析、再発防止策）

※電子申請で用いる国の様式と、従来の様式とで記載のしかたが若干異なるので、使用する様式の項目に従って記載すること

※誤薬・服薬忘れの場合は薬の名称及び効能、医師の指示内容についても記載すること

5. その他

事故発生後、速やかに利用者の家族、居宅介護支援事業者等にも連絡を行うこと。

【参考】 事故の状況について

(※1) 令和4年度は、感染症に新型コロナウイルス感染症は含まない

(※2) 令和7年度は、令和7年12月末日までの報告件数

サービス種別	R4年度 (※1)		R5年度		R6年度		R7年度 (※2)	
		感染症 (再掲)		感染症 (再掲)		感染症 (再掲)		感染症 (再掲)
①訪問介護	1		4		1	0	0	0
②訪問看護	0		0		1	0	3	0
③訪問リハビリテーション	2		1		0	0	0	0
④通所介護（地域密着型を含む）	60		43	5	51	4	26	1
⑤通所リハビリテーション	10		18		15	0	5	0
⑥短期入所生活介護	128		79		78	2	55	3
⑦短期入所療養介護	1		4		3	0	2	0
⑧特定施設入居者生活介護	30		59	3	39	1	23	0
⑨介護老人福祉施設	97		116	12	103	2	71	6
⑩介護老人保健施設	93		87	4	101	9	61	3
⑪介護療養型医療施設(介護医療院)	0		0		0	0	0	0
⑫認知症対応型通所介護	2		0		0	0	0	0
⑬小規模多機能型居宅介護	20		28	3	23	1	16	0
⑭看護小規模多機能型居宅介護	1		1		0	0	0	0
⑮認知症対応型共同生活介護	71		104	2	71	4	58	2
⑯地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	5		11	1	13	0	18	0
⑰定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0		1		1	0	1	0
合計	521	(0)	556	(30)	500	(23)	339	(15)

【参考】事故の状況について

(令和7年4月1日～令和7年12月31日)

事故発生理由							利用者の状態							発生場所						
転倒・転落	3	21	11	113	43	45	骨折	3	21	10	123	50	45	居室	0	0	5	104	29	49
負傷確認	0	0	1	36	10	8	打撲	0	0	1	1	0	2	リビング	1	6	1	10	8	1
誤薬・服薬漏れ	0	0	2	0	0	0	裂傷	0	2	1	26	3	4	食堂	0	2	1	15	5	3
誤嚥	0	2	1	6	1	1	皮膚剥離	0	0	0	0	1	1	廊下	2	1	0	9	2	3
交通事故	0	0	0	0	0	0	火傷	0	0	0	0	0	0	ホール	0	2	1	1	0	0
感染症	0	1	0	9	2	3	死亡	0	2	0	4	0	0	浴室・脱衣所	0	5	1	7	3	0
離設	0	2	1	3	0	0	異常なし	0	0	0	4	0	0	トイレ・洗面所	0	3	1	12	5	1
その他	1	5	0	6	2	0	その他	1	6	4	15	4	5	事業所の外	0	4	3	4	2	0
													玄関	0	0	0	0	0	0	
													その他	1	8	3	11	4	0	
	訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護	通所介護（地域密着型含）、通所リハビリ	小規模多機能型居宅介護	特養（地域密着型含）、老健、特定施設	認知症対応型共同生活介護	短期入所生活（療養）介護		訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護	通所介護（地域密着型含）、通所リハビリ	小規模多機能型居宅介護	特養（地域密着型含）、老健、特定施設	認知症対応型共同生活介護	短期入所生活（療養）介護		訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護	通所介護（地域密着型含）、通所リハビリ	小規模多機能型居宅介護	特養（地域密着型含）、老健、特定施設	認知症対応型共同生活介護	短期入所生活（療養）介護